



LINKBAL

株式会社リンクバル

第12期 定時株主総会 招集ご通知

- **開催日時**
2023年12月22日(金曜日)午前10時(受付開始：午前9時)
- **開催場所**
東京都中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋-3階「ホールC」
- **決議事項**
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第8号議案 会計監査人選任の件

目次

■ 第12期定時株主総会招集ご通知	2
■ 事業報告	6
■ 計算書類	26
■ 監査報告	38
■ 株主総会参考書類	41

【当日のお土産について】
株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

ご挨拶

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、出会いをつなぐサービスにおいて、お客様に満足度の高いコンテンツの提供をすべく様々な施策を実施してきております。また、唯一無二の顧客価値を提供できる企業として、付加価値が高くクオリティーの高いサービスの充実と拡大を図ってまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大は、きわめて短期間で人々の価値観や行動を大きく変えました。その中で当社は、アフターコロナのお客様の新しい生活様式とニーズに合ったサービスの提供を推進していくことにより、ステークホルダーの皆様への貢献を果たしていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒一層の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 吉弘和正

経営理念

人との出会い、それが未来。

MISSION

出会いをつくる。

VISION

一人ひとりの可能性が広がる、豊かな世界。

株主各位

(証券コード 6046)
2023年12月6日
(電子提供措置の開始日2023年12月1日)
東京都中央区明石町7番14号
株式会社リンクバル
代表取締役社長 **吉弘 和正**

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://linkbal.co.jp/ir/ir-news/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IRニュース」より、ご確認ください。)

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6046/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月21日(木曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル コングレスクエア日本橋-3階「ホールC」 ※開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようお願い申し上げます。
3 会議の目的事項	報告事項 第12期（2022年10月1日から2023年9月30日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお受付時の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2023年12月22日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送く
ださい。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後7時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2023年12月21日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

（印刷番号）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

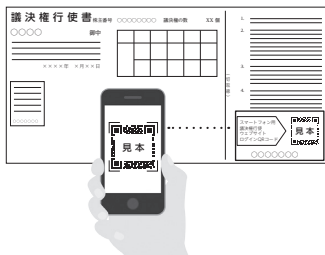
各議案につき、賛否の記入がない場合、「賛」の記入があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

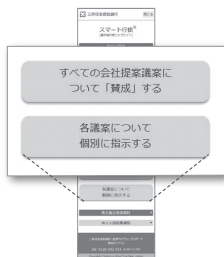
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

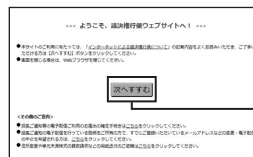
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

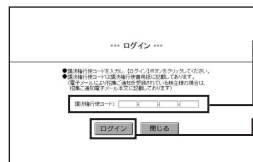
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下、ワクチン接種の進展やまん延防止等重点措置の全面解除に伴う行動制限の緩和により、経済活動が段階的に再開したことで景況感が改善する兆しがみられました。一方で、2022年4月ごろから続く急激な円安や、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰による物価の上昇など、国内の経済活動は先行き不透明であり、不安定な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社は「machicon JAPAN」掲載イベントの強化・拡大をしてみました。また、オンラインでの出会いを提供するマッチングアプリ「CoupLink」の運営についても引き続き積極的に展開しております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は891,212千円（前期比16.5%増）となり、また、損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が1,140,596千円（前期比6.7%増）となった結果、営業損失は249,384千円（前期は営業損失 304,171千円）、経常損失は251,219千円（前期は経常損失 300,104千円）となりました。また、子会社のLINKBAL VIETNAM CO.,LTD.の解散および清算決定に伴う関係会社株式評価損等を特別損失に計上したことから、当期純損失は266,035千円（前期は当期純損失 312,197千円）となりました。

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。サービスごとの取り組みは以下のとおりであります。

(イベントECサイト運営サービス)

2023年9月末でリンクバルID会員数は249万人を突破し、この結果、当事業年度におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は616,273千円（前期比14.3%増）となりました。

(WEBサイト運営サービス)

「CoupLink」および「KOIGAKU」につきましては、引き続き積極的なマーケティング投資を行い、当事業年度におけるWEBサイト運営サービスの売上高は274,938千円（前期比21.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は111,324千円であります。主な内訳は、店舗型サービス「lon1 for Singles」出店に伴う建物及び器具及び備品等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

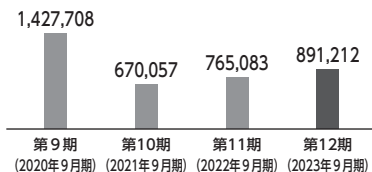
特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

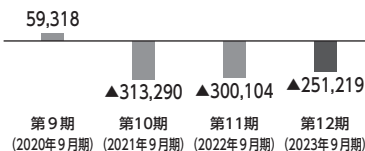
区 分	第9期 (2020年9月期)	第10期 (2021年9月期)	第11期 (2022年9月期)	第12期 (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	1,427,708	670,057	765,083	891,212
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (▲) (千円)	59,318	▲313,290	▲300,104	▲251,219
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (▲) (千円)	5,994	▲376,038	▲312,197	▲266,035
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (▲)	0円32銭	▲20円17銭	▲16円71銭	▲14円22銭
総 資 産 (千円)	2,269,426	1,942,740	1,689,661	1,468,551
純 資 産 (千円)	2,068,701	1,692,662	1,393,464	1,130,606

売上高

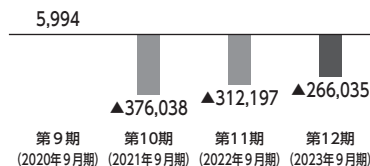
(単位：千円)



経常利益又は経常損失 (▲) (単位：千円)

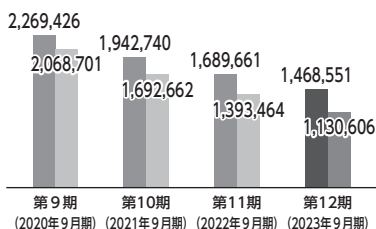


当期純利益又は当期純損失 (▲) (単位：千円)

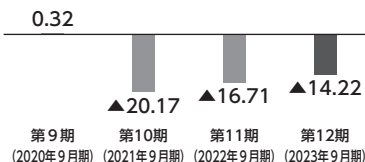


総資産/純資産

(単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (▲) (単位：円)



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は子会社が2社ありますが、資産、売上高等からみて重要性が乏しいものとして、記載を省略しております。

(6) 対処すべき課題

当社が運営する、イベントECサイト「machicon JAPAN」やマッチングアプリ「CoupLink」において、市場シェアの獲得競争が激化しております。このような状況下、「machicon JAPAN」の機能の強化を図るとともに、顧客満足度を追求し、掲載するイベント情報の質を高め、新規需要を喚起していく必要があると考えております。「CoupLink」におきましても、引き続き積極的なマーケティング投資を行い、アプリ利用者を増やす必要があると考えております。加えて、子会社であるMiDATA社との、連携・管理についても強化してまいります。

以上を踏まえ、当社としては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① イベントECサイト「machicon JAPAN」の需要回復

当社の主幹事業であるイベントECサイト「machicon JAPAN」の需要を早急に回復することが重要な課題であると考えております。今後、当社では「machicon JAPAN」のイベント掲載情報の拡充を行うとともに、新たなイベントを当社が企画および運営を行い、新たな需要を喚起し、需要の回復に積極的に取り組んでまいります。

② マッチングアプリ「CoupLink」の市場シェア拡大

「CoupLink」におきましては市場シェアを拡大すべく、積極的なマーケティング投資を行うことで、運営サービスの認知度の向上、および利用者数の増加に積極的に取り組んでまいります。また、「machicon JAPAN」との連携を強化し、競合他社との差別化を図り、サービスの認知および利用者の拡大に取り組んでまいります。

③ 専門性の高い人材の確保・育成

事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分確保するとともに、高い専門性を有する人材の育成に注力することが重要な課題であると考えております。当社は、幅広い人材採用活動を行うとともに、従業員の教育研修制度の拡充に加え、多彩な人材が多様な働き方を選択できる人事制度や環境の整備に、積極的に取り組んでまいります。

④ 情報システムの整備・強化

事業展開において、その他WEBサイト・システムに係るセキュリティ管理体制の整備強化は重要な課題であります。当社では、市場環境の変化に的確に対応したセキュリティ管理体制の構築と整備・強化に積極的に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を推進するために、子会社に対しても内部管理体制の整備・強化を通じた業務の効率化が重要であると考えております。

今後、内部統制の実効性をより高めるため、統制環境を整備し、内部管理体制の強化に取り組み、組織的なマネジメント活動を展開し、リスク管理の徹底とともに、業務の効率化を積極的に推し進めてまいります。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、営業損失、経常損失、当期純損失を2021年9月期から連続して計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

次の事業年度以降、既存事業の変革および新規事業の強化を推し進め売上高の伸長を図るとともに、不要不急な経費の圧縮等を行い、損益状況のさらなる改善、黒字化を図ってまいります。

また、財務面におきましては、当事業年度末において、1,154,420千円の現金及び預金を保有しており、当事業年度末から翌12ヶ月間の資金繰りを考慮した結果、当面の事業資金を確保していることから当社の資金繰りに重要な懸念はありません。

以上により、当社においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

インターネットサイト運営事業

(8) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

本 社 東京都中央区

(9) 使用人の状況 (2023年9月30日現在)

使用人数	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
74名 (1名)	3名 (▲1名)	33.1歳	3.84年

(注) 使用人数欄の () 外書きは、臨時従業員の平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	116百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
 (2) 発行済株式総数 19,500,000株
 (3) 株主数 3,502名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 K a z y	7,304,900	39.03
吉 弘 和 正	4,192,520	22.40
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	631,200	3.37
楽 天 証 券 株 式 会 社	398,000	2.13
五 味 大 輔	392,500	2.10
根 本 純	334,900	1.79
松 岡 大 輔	260,756	1.39
松 原 信 重	241,000	1.29
株 式 会 社 S B I 証 券	160,994	0.86
野 村 證 券 株 式 会 社	144,950	0.77

(注) 1. 当社は、自己株式を785,698株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

	株式数（株）	人数（名）
取締役（社外取締役を除く）	14,562 株	1 名

(注) 株式報酬の内容につきましては、後記「4. 会社役員の状況（2）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況

その他新株予約権等の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使価額	行使の条件	権利行使期間
第3回新株予約権	30個	18,000株	1株当たり 100円	1株当たり 399円	(注)1	2025年1月1日から 2028年3月4日まで
第7回新株予約権	130個	13,000株	無償	1株あたり 251円	(注)2	2025年4月3日から 2027年4月2日まで

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、600株であります。

- ① 本新株予約権者は、下記 (i) (ii) (iii) の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (i) 業績判定水準：営業利益 金40 億円
行使可能割合：80%
- (ii) 業績判定水準：営業利益 金60 億円
行使可能割合：90%
- (iii) 業績判定水準：営業利益 金80 億円
行使可能割合：100%
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名				担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長	よし吉	ひろ弘	かず和	まさ正		
取締役	まつ松	おか岡	だい大	すけ輔	人事総務部 担当 財務経理部 部長 経営企画室 室長	
社外取締役	あ安	だち達	とし俊	ひさ久	GiTV株式会社 代表取締役社長 モビルス株式会社 社外取締役	
社外取締役	はり張	や谷		みつ満	株式会社タスカル 代表取締役	
社外監査役(常勤)	いわ岩	さき崎	おさ修	み身		
社外監査役	た田	べ部	い井	えつ悦	こ子	田部井公認会計士事務所 公認会計士 シダックス株式会社 社外監査役
社外監査役	かり莉	やす安	たか高	あき明	莉安総合法律事務所 代表	

- (注) 1. 取締役安達俊久氏、張谷満氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩崎修身氏、田部井悦子氏、莉安高明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田部井悦子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役莉安高明氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役安達俊久氏、張谷満氏、監査役岩崎修身氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業理念を实践する優秀な人材を確保し、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることを目的とし、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とする。

b 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬並びに当社の業績及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしてのストックオプションおよび譲渡制限付株式により構成する。ストックオプションおよび譲渡制限付株式を交付する場合の種類別の報酬割合については、基本方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会にて決定する。社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

c 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責に応じ、当社の業績、取締役としての貢献等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

d 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

ストックオプション及び譲渡制限付株式の内容、対象者、支給時期、配分等に関しては、基本方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

決定方針の改訂についても、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

② 監査役報酬等の内容の決定に関する方針

a 基本方針

各監査役の職務執行の対価として適正水準で支給することを基本方針とする。

b 監査役報酬等の内容

監査役報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、固定報酬のみとし、これを月額支給する。

c 報酬決定の方法

監査役報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等を考慮し、監査役の協議により決定する。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	41,757 (7,200)	35,700 (7,200)	—	—	6,057 (—)	4 (2)
監査役 (うち、社外監査役)	11,520 (11,520)	11,520 (11,520)	—	—	—	3 (3)
合計 (うち、社外役員)	53,277 (18,720)	47,220 (18,720)	—	—	6,057 (—)	7 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

③ 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日、決議内容

取締役の報酬等については、2021年12月17日開催の第10期定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額120百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役2名）であります。また、同株主総会において、株式報酬対象の取締役2名に対し年額30百万円以内かつ、当社普通株式総数5万株以内、譲渡制限期間は譲渡制限付株式割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式の払込期日から当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名であります。

監査役の報酬等については、2013年9月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の役員及び監査役であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

（重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。）

- ・取締役 安達 俊久

GiTV株式会社並びにモビルス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・取締役 張谷 満

株式会社タスカルと当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・監査役 田部井 悦子

田部井公認会計士事務所並びにシダックス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

- ・監査役 荻安 高明

荻安総合法律事務所と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	安達 俊久	当事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜助言・提言を行っております。
	張 谷 満	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席し、経営者としての知識と経験に基づき適宜助言・提言を行っております。

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外監査役	岩崎 修身	当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、金融業界において養われた専門知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	田部井 悦子	当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、財務及び会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	荻 安 高明	当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判断の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は、以下のとおりです。

- a 取締役、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。
 - (b) コンプライアンスに係る規程を制定し、コンプライアンス推進委員会を設置し当該推進活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。
 - (c) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
 - (d) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
 - (e) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
 - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとしております。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。
 - (b) リスク管理委員会にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。
 - (c) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。
 - (b) 取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。
 - (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・子会社に対し、当社が社内に課しているものと同等の報告を励行させることとしております。
 - (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社のリスクは、当社のリスク管理規程に則り、当社と同等の管理をすることとしております。
 - (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の運営は、当社の業務運営に準じ、当社と一体的に管理することとしております。
 - (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社に対し、当社と同等のコンプライアンス体制を整備し運営させることとしております。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。
 - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。
 - (c) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告するものとします。なお、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。
 - (c) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。
 - (d) 子会社の取締役は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行うとともに、重大・緊急な事由が発生した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会には、社外監査役を含み、公正性かつ透明性を担保しております。
 - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
 - (c) 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。
 - (d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができます。また当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために、人事総務部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の部長としております。
- ハ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ホ 反社会的勢力の該当有無を確認するため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取り組んでおります。
- へ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 当事業年度における上記体制の運用状況の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。取締役会は、毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、拠点等への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社の方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

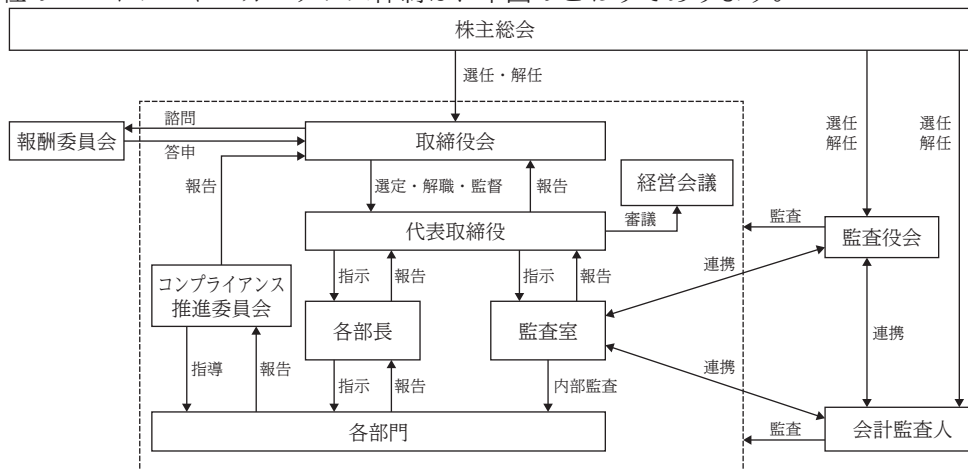
e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、監査役並びに代表取締役が指名する部門管理者で構成されております。経営会議は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

f 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針に基づく報酬委員会の審議、答申を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等の内容については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決定しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下図のとおりであります。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。当社は現在、事業拡大過程にあり、持続的な成長をしていくために必要な財務体質の強化及び事業拡大のための投資等が株主に対する利益還元につながるものと考えております。

今後においても、中長期的な成長に向け、事業投資、それを支える事業基盤への投資を行いつつ、財務基盤の拡充のため、内部留保の充実を図る方針です。

将来は、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを考慮しながら、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案したうえ、配当を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会としております。また、中間配当においては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	1,279,829	流 動 負 債	182,286
現金及び預金	1,154,420	買掛金	2,140
売掛金	35,818	1年内返済予定の長期借入金	3,601
前渡金	660	未払金	102,691
未収入金	62,915	未払費用	19,277
前払費用	17,248	前受金	17,674
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	6,314	預り金	19,196
その他	2,819	未払法人税等	569
貸倒引当金	△367	賞与引当金	16,925
固 定 資 産	188,721	その他	210
有 形 固 定 資 産	116,082	固 定 負 債	155,658
建物	108,517	長期借入金	112,521
その他	7,565	長期預り保証金	18,400
無 形 固 定 資 産	1,793	繰延税金負債	5,884
ソフトウェア	1,793	資産除去債務	18,853
投 資 そ の 他 の 資 産	70,844	負 債 合 計	337,945
関係会社株式	30,000	[純 資 産 の 部]	
関係会社長期貸付金	1,185	株 主 資 本	1,130,367
差入保証金	2,200	資 本 金	50,000
敷金	33,965	資本剰余金	503,286
長期前払費用	4,679	資本準備金	276,000
貸倒引当金	△1,185	その他資本剰余金	227,286
資 産 合 計	1,468,551	利 益 剰 余 金	939,923
		その他利益剰余金	939,923
		繰越利益剰余金	939,923
		自 己 株 式	△362,842
		新株予約権	238
		純 資 産 合 計	1,130,606
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,468,551

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	891,212
売上原価	69,109
売上総利益	822,102
販売費及び一般管理費	1,071,486
営業損失	△249,384
営業外収益	
受取利息	159
貸倒引当金戻入額	148
その他	2
合計	309
営業外費用	
支払利息	43
貸倒引当金繰入額	1,185
中途解約違約金	913
その他	3
合計	2,144
経常損失	△251,219
特別利益	
新株予約権戻入益	71
特別損失	
固定資産除却損	0
関係会社株式評価損	9,671
合計	9,671
税引前当期純損失	△260,820
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	4,642
当期純損失	△266,035

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株 予約権	純資 産計 合	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 株	己 式			株主資本 合 計
		資 準 備 金	そ の 資 剰 余	他 本 金 剰 余	資 本 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 剰 余 金 剰 余 金					
当期首残高	281,000	276,000	-	276,000	1,205,959	1,205,959	△369,555	1,393,403	61	1,393,464	
当期変動額											
当期純損失					△266,035	△266,035		△266,035		△266,035	
譲渡制限付 株式報酬			△3,713	△3,713			6,713	2,999		2,999	
新株予約権の発行									249	249	
新株予約権の失効									△71	△71	
減資	△231,000		231,000	231,000							
当期変動額合計	△231,000	-	227,286	227,286	△266,035	△266,035	6,713	△263,036	177	△262,858	
当期末残高	50,000	276,000	227,286	503,286	939,923	939,923	△362,842	1,130,367	238	1,130,606	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10～15年

その他 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、商標権は10年、またソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 「machicon JAPAN」イベント関連業務

「machicon JAPAN」イベント関連業務においては、当社及び当社以外のイベント開催企業（以下、プロモーター）が、当社の運営するコト消費ECサイト「machicon JAPAN」へイベント情報を掲載し、参加者を募集しイベントを開催することでイベント参加者からイベント参加料を受領しております。

当該サービスはイベントが開催された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、当社はプロモーターに対してはイベント参加料から送客手数料等の各種手数料を控除した金額を支払っており、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) 「CoupLink」関連業務

「CoupLink」関連業務においては、当社が運営するオンラインで恋活・婚活するためのオンラインデートングアプリ「CoupLink」へユーザー会員登録を募り、マッチングサービスを提供する対価として月会費を受領しております。

当該サービスはマッチングサービスの提供期間にわたり、履行義務が充足されることから、サービス提供期間にわたり収益認識をしております。

また、スポット型サービス「CoupLinkコイン」も提供しております。ユーザーがオプションを利用する際に購入し、当社がサービスを提供した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益認識をしております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 計算書類に計上した金額

当事業年度は繰延税金資産を計上していません。

(2) 会計上の見積りに関する理解に資する情報

当事業年度において、当社には重要な税務上の繰越欠損金が生じていることから、翌事業年度の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいてスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。翌事業年度の課税所得の見積においては、イベント需要の緩やかな回復が想定されることを勘案した業績を基礎としており、翌事業年度以降も当該影響が続くものと想定して算定しております。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、事業活動に及ぼす影響は現時点ではほぼ解消され、軽微であると仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りの判断をしております。

上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルスの感染状況や経済への影響によっては、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,022千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	7,885千円
短期金銭債務	2,936千円
長期金銭債権	1,185千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	販売費及び一般管理費	37,125千円
	受取利息	136千円
	貸倒引当金繰入	1,185千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	19,500,000株	－	－	19,500,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	800,260株	－	14,562株	785,698株

(注) 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期の定期預金などの安全性の高い金融資産に限定して、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理及び残高管理を行っております。

関係会社への貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内に決済が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は固定金利で調達し、金利変動リスクに備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金	33,965	31,928	△2,036
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(116,122)	(104,339)	△11,782

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。また、現金及び預金、売掛金、未収入金、1年内回収予定の関係会社長期貸付金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、前受金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
関係会社株式 (非上場)	30,000

(注3) 金銭債権の決算後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,154,420	－	－	－
売掛金	35,818	－	－	－
未収入金	62,915	－	－	－
関係会社長期貸付金(1年 内回収予定の関係会社長 期貸付金を含む)	6,314	1,185	－	－
敷金	－	9,604	11,249	13,111

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期 借入金を含む)	3,601	59,169	53,352	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定ごとに用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項無し

- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)敷金	－	31,928	－	31,928
(2)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	104,339	－	104,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- (1) 敷金

敷金の時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- (2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,683千円
資産除去債務	6,330
一括償却資産	202
ソフトウェア	16,684
税務上の繰越欠損金 (注)	307,773
その他	21,944
繰延税金資産小計	358,619
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△307,773
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△50,846
評価性引当額小計	△358,619
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,884
繰延税金負債合計	△5,884
繰延税金資産 (負債) 純額	△5,884

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	307,773	307,773
評価性引当額	—	—	—	—	—	△307,773	△307,773
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法実効税率を乗じた額です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職種	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	LINKBAL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国	88,117(米ドル)	システム開発	所有直接100%	システム開発受託	資金の貸付(注1)	10,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	6,314
							受取利息	136	関係会社長期貸付金(注3)	1,185
							業務委託(注2)	37,125	未払金	2,936
	株式会社MiDATA	東京都中央区	30,000(千円)	AI開発事業及びAIコンサルティング事業	所有直接100%	AI開発受託	-	-	立替金	1,570

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
2. 業務委託は、業務委託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 同額を貸倒引当金繰入に計上しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	イベントECサイト 運営サービス	WEBサイト運営サービス	合計
顧客との契約から生じる収益	616,273	274,938	891,212
その他の収益	—	—	—
合計	616,273	274,938	891,212

(注) 当社は、インターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	61,062
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	98,424
契約負債 (期首残高)	8,557
契約負債 (期末残高)	17,674

契約負債は、顧客から受領した履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しされます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	60円40銭
1株当たり当期純損失	14円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月7日

株式会社リンクバル

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 玉 川 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 水 戸 信 之
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンクバルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会議）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月7日

株式会社リンクバル監査役会

常勤監査役（社外）	岩 崎 修 身
社外監査役	田 部 井 悦 子
社外監査役	苅 安 高 明

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員を社外取締役から取締役（業務執行取締役等を除く）に変更するものであります。なお、変更案第26条の変更内容につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社のグループ組織体制を事業持株会社として整備するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むこと、又は <u>次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式、又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u>

現行定款	変更案
<p>1.~21. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条~第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条~第15条 (条文省略)</p>	<p>1.~21. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条~第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条~第15条 (現行どおり)</p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="284 157 621 182">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="178 228 344 254">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="163 263 659 288">第16条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="420 371 485 397">(新設)</p> <p data-bbox="178 480 417 506">(取締役の選任の方法)</p> <p data-bbox="163 515 742 681">第17条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="217 765 391 790">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="178 836 344 861">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="163 870 742 969">第18条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="420 1052 485 1078">(新設)</p>	<p data-bbox="883 157 1220 182">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="777 228 943 254">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="762 263 1341 326">第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p data-bbox="813 371 1351 435">2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="777 480 1016 506">(取締役の選任の方法)</p> <p data-bbox="762 515 1341 719">第17条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="813 765 1016 790">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="777 836 943 861">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="762 870 1341 1006">第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="813 1052 1351 1188">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役1名を定めることができる。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異義を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役1名を定めることができる。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (新設)</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u> 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u> 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p align="center">(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p align="center">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="331 157 576 182">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="164 228 459 254">第38条～第39条(条文省略)</p> <p data-bbox="344 299 562 325">第7章 計 算</p> <p data-bbox="164 370 459 396">第40条～第43条(条文省略)</p>	<p data-bbox="931 157 1176 182">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="765 228 1097 254">第34条～第35条(現行どおり)</p> <p data-bbox="945 299 1162 325">第7章 計 算</p> <p data-bbox="765 370 1097 396">第36条～第39条(現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	属性
1	よし ひろ かず まさ 吉 弘 和 正	代表取締役社長	再任
2	まつ おか だい すけ 松 岡 大 輔	取締役 人事総務部 担当 財務経理部 部長 経営企画室 室長	再任
3	たか はし くに おみ 高 橋 邦 臣	プラットフォーム事業本部 本部長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

よし ひろ かず まさ
吉 弘 和 正 (1970年1月25日生)

所有する当社の株式数…………… 4,192,520株
 取締役在任年数…………… 12年
 取締役会出席状況…………… 21/21回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月	木村会計事務所（現税理士法人木村会計事務所） 入所	2008年3月	Hamilton Lane Japan 合同会社 設立
2002年3月	日本ビルド株式会社 入社	2011年12月	当社 設立 代表取締役社長 就任
2004年10月	株式会社許斐 入社	2015年8月	当社 代表取締役社長 兼 事業本部 本部長
2007年12月	Hamilton Lane UK Limited入社	2018年4月	当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

吉弘和正氏は、2011年12月に当社を創業して以来、当社の経営を指揮し、当社を飛躍的に成長させてまいりました。
 当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

まつ おか だい すけ
松 岡 大 輔 (1982年2月24日生)

所有する当社の株式数…………… 260,756株
 取締役在任年数…………… 5年
 取締役会出席状況…………… 21/21回

再任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2006年6月	株式会社アライアンス 入社	2018年12月	当社 取締役 就任 事業本部 本部長
2007年10月	株式会社オンラインフ 入社		
2010年2月	株式会社ソラド 入社	2020年10月	当社 取締役 事業企画室 室長
2011年6月	株式会社ADKダイアログ 入社	2021年11月	当社 取締役 マッチングサービス事業部 担当 兼 事業企画室 室長
2012年7月	当社 入社		
2014年6月	当社事業本部 事業開発部 部長	2023年1月	当社 取締役 人事総務部 担当兼財務経理部 部長兼 経営企画室 室長（現任）
2015年10月	当社社長室 室長		
2017年10月	当社プラットフォーム事業部 部長		
2018年4月	当社執行役員 事業本部 本部長 兼プラットフォーム事業部 部長		

取締役候補者とした理由

松岡大輔氏は、現在、当社取締役 人事総務部担当、兼財務経理部 部長 兼 経営企画室 室長職にあり、創業当時から現在に至るまで、当社の業績向上に尽力した実績と経験があり、当社のさらなる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

た か は し く に お み
高橋 邦臣 (1982年5月20日生)

所有する当社の株式数……………株

新任

略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2006年4月	スパイシーソフト株式会社 入社	2018年11月	オンラインマッチング事業部 部長
2009年7月	株式会社オーシャナイズ 入社	2023年4月	プラットフォーム事業本部 本部長 (現任)
2010年3月	アソビモ株式会社 入社		
2018年11月	当社 入社		

取締役候補者とした理由

高橋邦臣氏は、当社に入社して以来、マッチングアプリサービス「CoupLink」の成長を牽引し、2023年4月からは事業本部長として事業全体の指揮を執ってまいりました。当社のさらなる成長のため、新たに取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 吉弘和正氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告17ページに記載のとおりであります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性
1	かり やす たか あき 蒨 安 高 明	社外監査役	新任 社外 独立
2	た べ い えつ こ 田部井 悦 子	社外監査役	新任 社外 独立
3	ばん なお き 伴 直 樹	顧問	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かり やす たか あき
荻安 高明

(1977年11月29日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職

2007年12月	弁護士登録（東京弁護士会）	2013年 7月	荻安総合法律事務所代表（現任）
2010年 4月	慶應義塾大学大学院法務研究科 助教	2016年 4月	慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師
		2018年12月	当社 社外監査役 就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

荻安高明氏は、これまで社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外取締役としての職務を遂行していただけるものと期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

た べ い え つ こ
田部井 悦子

(1956年1月20日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職

1981年10月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2007年 4月	独立行政法人国立公文書館 監事 就任
1990年 1月	田部井公認会計士事務所 開設（現任）	2013年 6月	シダックス株式会社 社外監査役 就任（現任）
2006年 6月	東陽監査法人 社員 就任	2014年12月	当社 社外監査役 就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

田部井悦子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い知識・経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

3

ばん なお き
伴 直 樹

(1980年6月25日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

新任
社外
独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職

2004年4月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 入社	2021年3月	株式会社NB&パートナーズ 設立 代表取締役社長 就任 (現任)
2006年9月	株式会社リサ・パートナーズ 入社	2021年12月	株式会社リンクバル 顧問 就任 (現任)
2011年1月	株式会社エスエルディー 執行 役 就任	2022年9月	GreenSnap株式会社 社外取 締役 就任 (現任)
2017年10月	株式会社エスエルディー 代表 取締役社長CEO 就任	2023年6月	株式会社大和グループ 代表取締 役社長 就任 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

伴直樹氏は、これまで直接会社の経営に関与し、経営全般における豊富な経験と見識を有していることから、監査の妥当性確保など社外取締役としての職務を遂行していただけるものと期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 苺安高明氏、田部井悦子氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって苺安高明氏は5年、田部井悦子氏は9年であります。
4. 当社は、苺安高明氏、田部井悦子氏との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。また、伴直樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告17ページに記載のとおりであります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。
6. 苺安高明氏、田部井悦子氏及び伴直樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同3名が選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ひらのかつのり
平野克典

(1974年11月9日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

社外

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2018年7月	司法書士平野克典事務所 開業
2002年4月	埼玉県庁入庁		代表 就任 (現任)
2009年4月	独立行政法人日本貿易振興機構 出向	2022年5月	株式会社フロンティアグループ 社外監査役 就任 (現任)
2015年10月	司法書士登録		

選任理由及び期待される役割の概要

平野克典氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、司法書士としての専門的な知識・経験を有し、司法書士としての客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外取締役としての職務を遂行していただけるものと期待し、取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平野克典氏は、現在、司法書士事務所の代表であります。
3. 平野克典氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 平野克典氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、平野克典氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2021年12月17日開催の第10期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を現在と同様、年額120百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に基づいて、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名（うち、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に対する報酬等の額は、2021年12月17日開催の第10期定時株主総会において、従来の取締役の報酬等の額（年額120百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内））とは別枠の年額30百万円以内、かつ、当社普通株式総数10万株以内として決議いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、上記の報酬枠を廃止したうえで、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、第5号議案としてご承認をお願いする報酬等の額（年額120百万円（うち、社外取締役分10百万円以内））とは別枠として年額30百万円以内（年10万株以内）と定めることといたしたいと存じます。株式報酬枠の内容につきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「長期インセンティブ株式報酬」として年額15百万円以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年額15百万円以内とし、合わせて年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案に係る報酬等の額は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に基づいて、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数に占める割合は、0.52%以下であることから、相当であると判断しております。

現在の対象取締役は2名であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度の内容（契約の概要）の説明

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は「長期インセンティブ株式報酬」として年5万株以内、「中期インセンティブ株式報酬」として年5万株以内とし、合わせて年10万株以内（ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるもの）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、「長期インセンティブ株式報酬」の場合は対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位（以下「役職等の地位」といいます。）のいずれの地位からも退任又は退職する日（退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の他の役職等の地位に就任する場合を除く。）までの間、「中期インセンティブ株式報酬」の場合は、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2）譲渡制限の解除

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の間、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、「中期インセンティブ株式報酬」の場合は、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整し、「長期インセンティブ株式報酬」の場合は、

対象取締役が役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました東陽監査法人は、本総会終結の時をもって退任となります。つきましては、シンシア監査法人を会計監査人に選任いたしたくお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の決議に基づいております。

監査役会がシンシア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営と新たな視点での監査が期待できること、及び、監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断した為であります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2023年7月1日現在)

名称	シンシア監査法人		
事務所	東京都千代田区神田駿河台3-5-1		
設立	2019年3月		
概要	統括代表 人員構成	金野 栄太郎 公認会計士（パートナー） 公認会計士（スタッフ） その他事務局員 公認会計士（顧問） 合計	9名 23名 3名 1名 36名

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-3-13 東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋-3階「ホールC」

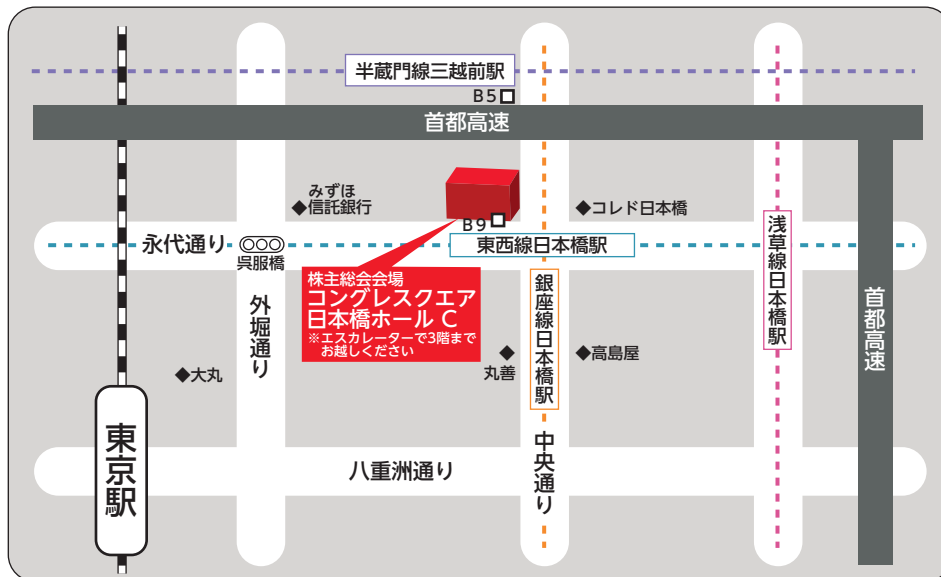
交通のご案内

「日本橋駅」直結

東京メトロ 東西線・銀座線

都営浅草線

<お願い> 駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関のご利用をお願いします。



株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

